

## 六朝都督制研究の現状と課題

石 井 仁

### はじめに

周知のように、三国から唐にかけて、「使持節・都督諸軍事」、略して都督という制度があり、その全盛期ともいうべき魏晋南北朝時代には中央・地方、あるいは中国内地・外国を問わずに設置された。すなわち、中央に置かれた都督中外諸軍事Ⅱ中外都督は輔政の宰相の職であり（禪讓革命直前に任命される場合が多い）、地方に派遣された都督某州諸軍事Ⅱ州都督は駐屯地に軍府（Ⅱ都督府）を開き、將軍や州刺史などを兼務して、管轄区域（Ⅱ都督区）の行政と軍事を一手に掌握した。冊封された外国の君主もまた、支配地域・民族名を含む都督を兼ねた。このほか、特定の軍事行動を指揮する都督征討諸軍事Ⅱ征討都督のようなものもある。このように、さまざまな様相を呈した都督制は単なる政治・軍事制度ではなく、それゆえ国家秩序や政治権力の在り方、あるいは個々の政治史とも密接に関わり、多くの研究によって、直接的・間接的に取りあげられてきた。制度史としての都督制研究は、州都督と州刺史もしくは將軍（とくに四征將軍）との関係をいかに理解するのか、という問題を中心に研究が進められてきた。それらは、(A) 刺史の役割を重視する説と、(B) 都督を重視する説、および(C) 四征將軍（魏・西晋に限る）を重視する説に大別される。<sup>①</sup>以下、便宜的に、(A) 説、(B) 説、(C) 説と呼ぶ。なお、本稿では、通説に従い、本来の四征將軍に加えて、鎮東以下の四鎮將軍、安東以下の四安將軍、平東以下の四平將軍も「四征將軍」と総称することとする。

このうち（C）説は、管見の限り、清の洪飴孫『三国職官表』（二八〇四年）にさかのぼる。同書巻下・都督の項には、都督揚州、一人。甘露二年、分揚州爲二都督。又置都督淮北、一人。…（任官者を列挙。以下も同じ）都督青徐、一人。青徐二州、或合置都督、或分置都督、無定員。…以上皆征東將軍所部。

都督荆揚益州、一人、不常設。…都督揚豫、一人、不常設。…都督荆豫、一人。荆豫二州、或合置都督、則有是官。…都督荊州、一人。甘露四年、分荊州爲二都督。又置都督江北、一人。…都督豫州、一人。亦云都督江南。…以上皆征南將軍所部。

都督雍涼、一人。甘露二年、分雍州爲二都督、別置都督隴西、一人。後分置関中・隴右都督、各一人。…以上皆征西將軍所部。

都督河北、一人。兼轄冀幽并三州軍事。…以上征北將軍所部。

とあり、魏の州都督はすべて四征將軍の「所部」であると注記されている。また、四征將軍の項には、

征東將軍、一人、二千石、第二品。武帝置、黃初中位次三公、領兵屯壽春、統青・兗・徐・揚四州刺史。資深者爲大將軍。…

征南將軍、…領兵屯新野、統荆・豫二州刺史。…

征西將軍、…領兵屯長安、統雍・涼二州刺史。…

征北將軍、…領兵屯薊、統幽・冀・并三州刺史。…

とあり、それぞれの統轄州が明記されている。すなわち、洪飴孫は魏の四征將軍を州都督、および州刺史の上級機関と理解したのである。

現代における（C）説の論者が、越智重明氏である。正確に言えば、州刺史の役割を重視する（A）説との併用であり、それは將軍号を帯びた州刺史を「州將」、いわゆる都督府を「州鎮」といいかえたことから窺われる。都督制が三国魏で確立

されたとする通説に対しても、東晋以前にはさかのぼらないとする。すなわち、魏・西晋では、四征將軍が東西南北の各方面に固有の管轄区を有し、属州の都督・刺史を支配していたが、東晋以後、都督が四征將軍に代わって「地方管轄の最高軍事官」になったと主張するのである。その根拠として、越智氏は、(イ) 魏晋の間に四征將軍が二品から三品に下落したのに対して、都督は五品から二品に上昇していること(『通典』職官典、『宋書』百官志など)、(ロ) 魏の四征將軍には州都督とは別の「使持節・行都督督軍」という権限が付帯していたこと(『魏公卿上尊号奏』)などをあげている。<sup>(2)</sup>

以上のような越智氏の都督理解に異論を唱えたのが、(B) 説に依拠する小尾孟夫氏である。小尾氏は魏晋の四征將軍がほぼ州都督を兼任していた事実を確認し、都督を「四征將軍の領職」と規定しつつ、後漢末の曹操政權の政治的軍事的膨張の中から生み出された制度とする結論を導き出した。<sup>(3)</sup>

とくに第二次大戦後、およそ半世紀にわたって蓄積されてきた都督制研究の研究水準は、越智氏と小尾氏の論争に凝縮されているといってもよい。本稿は、この論争、なかならず越智説の再検討を目的とする。

## 一 四征將軍と都督の官品の変化について

『通典』卷三十六・職官典十八・魏官品に、

第二品。諸四征・四鎮、車騎・驃騎將軍、諸大將軍。

…

第五品。給事中、…諸軍司、…都督、護軍、…安夷・撫夷護軍、郡國太守・相・内史、…州單車刺史。

とある。これによれば、魏の「諸四征・四鎮」すなわち四征將軍が二品であるのに対して、「都督」は五品でしかない。また、

『宋書』卷四十・百官志下に、

特進、驃騎・車騎・衛將軍、諸大將軍、諸持節都督。右第二品。

侍中、…尚書令・僕射、…中書監・令、…諸征鎮至龍驤將軍。…右第三品。

とあるように、南朝になると、「諸持節都督」は二品、「諸征鎮」すなわち四征將軍は三品とされている。このことから、越智氏は四征將軍と都督の権限が逆転したとする結論を導き出すのである。

しかし、すでに小尾氏によって指摘されているように、前者の『通典』第五品の当該箇所<sup>(4)</sup>の記述については、「都督護軍」と読ませる可能性も排除できない。嚴耕望氏もまた、『魏志』卷十六・杜畿伝附杜恕伝に、

起家爲河東太守。歲餘、遷淮北都督護軍、復以疾去。

とあり、同上卷二十三・趙儼伝に、

太祖征荊州、以儼領章陵太守、徙都督護軍、護于禁・張遼・張郃・朱靈・李典・路招・馮楷七軍。

とあることから、「都督護軍」を都督の属官と解釈している。

ただし、『晋書』卷三十四・羊祜伝に、

祜前母、孔融女、生兄發、官至都督淮北護軍。

とあり、また、同上卷六十二・劉琨伝に、

及惠帝幸長安、東海王越謀迎大駕、以琨父蕃爲淮北護軍・豫州刺史。

とあるように、「淮北都督護軍」は「都督淮北護軍」とも表記され、州刺史が兼任する官職だったことも窺われる。とすれば、都督護軍は都督の属官というよりも、むしろ草創期における都督の一形態だった可能性が高いように思われる。いずれにせよ、以上のような解釈の余地を残す『通典』魏官品をもとに、魏の都督を五品と判定するのは、いささか無理があるように思われる。

東晋南朝の四征將軍が三品に下落したという点についても、小尾氏は、『晋書』卷二十四・職官志に、

驃騎・車騎・衛將軍・伏波・撫軍・都護・鎮軍・中軍・四征・四鎮・龍驤・典軍・上軍・輔國等大將軍、左右光祿・光祿

三大夫、開府者皆爲位從公。：驃騎已下及諸大將軍、不開府、非持節都督者、品秩第二。：四征鎮安平、加大將軍、不開府、持節都督者、品秩第二。

とあり、また、

諸公及開府位從公者：置長史一人。：諸公及開府位從公加兵者、増置司馬一人：從事中郎二人。：諸公及開府位從公爲持節都督、増參軍六人、長史・司馬・從事中郎：如常加兵公制。

とあることから、四征將軍は、①「加大將軍」によって二品、さらに②「開府」によって「位從公」＝一品になり、かつ③「持節都督」の兼務によっては、官品には影響はなく、属僚構成の変化をもたらしにすぎないと指摘する。首肯すべきであろう。

以上のように、越智氏が提示した四征將軍と都督の官品の変化・逆転という現象そのものが、様々な角度からみて、成立しないのではないかと考えられる。

## 二 『魏公卿上尊号奏』にみえる「行都督督軍」の解釈

『隸釈』卷十九に載せられる『魏公卿上尊号奏』は、漢魏革命の直前、魏王曹丕に受禪を要請する魏国閣僚の上表文である。<sup>(5)</sup> その冒頭部分は次のとおりである（カッコ内は筆者が補った部分）。

相國・安樂郷侯臣（華）欽、大（「太」）尉・都亭侯臣（賈）詡、御史大夫・安陵亭侯臣（王）朗、使持節・行都督督軍・車騎將軍■（「陳侯」）臣（曹）仁、輔國將軍・清苑郷侯臣（劉）若、虎牙將軍・南昌亭侯臣（鮮于）輔、輕車將軍・都亭侯臣（王）忠、冠軍將軍・好時郷侯臣（楊）秋、渡（「度」）遼將軍・都亭侯臣（閻）柔、衛將軍・國明亭侯臣（曹）洪、使持節・行都督督軍・鎮西將軍・東郷侯臣（曹）眞、使持節・行都督督軍・領揚州刺史・征東將軍・安陽郷侯臣（曹）休、

使持節・行都督督軍・征南將軍・平陵亭侯臣(夏侯)尚、使持節・行都督督軍・(領)徐州刺史・鎮東將軍・武安鄉侯臣(臧)霸、使持節・左將軍・中鄉侯臣(張)郃、使持節・右將軍・建鄉侯臣(徐)晃、使持節・前將軍・都鄉侯臣(張)遼、使持節・後將軍・華鄉侯臣(朱)靈、匈奴南單于臣(呼廚)泉、奉常臣(邢)貞、郎中令臣(和)洽、衛尉・安國亭侯臣(程)昱、太僕臣(何)夔、大理・東武亭侯臣(鍾)繇、大農臣(袁)霸、少府臣(常)林、督軍御史(中丞・安國鄉侯臣(司馬)懿)、將作大匠・千秋亭侯臣(董)昭、中領軍・中陽鄉侯臣(夏侯)楙、中護軍臣(張)陟、屯騎校尉・都亭侯臣(郭)祖、長水校尉・關内侯臣(戴)凌、步兵校尉・關内侯臣(任)福、射聲校尉・關内侯臣(吳)質、振威將軍・涅鄉亭侯臣題、征虜將軍・都亭侯臣(焦)觸、振武將軍・尉猛亭侯臣當、忠義將軍・樂鄉亭侯臣生、建節將軍・平樂亭侯臣(閻)圃、安衆將軍・元就亭侯臣神、翼衛將軍・都亭侯臣(趙)衢、討夷將軍・成遷亭侯臣慎、懷遠將軍・關内侯臣(傅)翼、綏邊將軍・常樂亭侯臣(李)俊、安夷將軍・高梁亭侯臣禹、奮武將軍・長安亭侯臣豐、武衛將軍・安昌亭侯臣(許)楮等稽首言、…

合計四十六人、脱落したと思われる「督軍御史中丞」の司馬懿<sup>6</sup>を含めれば、四十七人が名前を連ねている(人物が特定できるもののみ、カッコ内に姓氏を表記した)。このうち、四征將軍の在任者は、

使持節・行都督督軍・鎮西將軍・東鄉侯臣(曹)眞

使持節・行都督督軍・領揚州刺史・征東將軍・安陽鄉侯臣(曹)休

使持節・行都督督軍・征南將軍・平陵亭侯臣(夏侯)尚

使持節・行都督督軍・(領)徐州刺史・鎮東將軍・武安鄉侯臣(臧)霸

の四名で、いずれも「行都督督軍」を兼ねている。

越智氏によれば、この「行都督督軍」は州都督の略称などではなく、四征將軍が潜在的もしくは本質的に帯びていた権限である。つまり、四征將軍の正式な官称は「使持節・行都督督軍・四征將軍」であり、これこそ四征將軍が軍事面で全国をおお

う常置の軍事官であったことの証拠だというのである。

ただし、『魏志』巻九・曹真伝に、

以真爲鎮西將軍・假節・都督雍涼州諸軍事、…進封東鄉侯。…黃初三年（二二二年）、還京都、以真爲上軍大將軍・都督中外諸軍事、假節鉞。

とあり、同上巻九・曹休伝に、

以休爲鎮南將軍・假節・都督諸軍事。…遷征東將軍・領揚州刺史、進封安陽鄉侯。帝征孫權、以休爲征東大將軍、假黃鉞、…拜揚州牧。…遷大司馬、都督揚州如故。

とあり、また、同上巻十八・臧霸伝注引『魏略』に、

文帝即位、以曹休爲都督青徐。

とあり、同上巻九・夏侯尚伝に、

更封平陵鄉侯、遷都征南將軍・領荊州刺史、假節・都督南方諸軍事。

とあり、同上・臧霸伝に、

遷徐州刺史。…拜揚威將軍・假節。…遷鎮東將軍、進爵武安鄉侯、都督青州諸軍事。

とあるように、『魏志』の各列伝（および裴注）によれば、曹真以下四名はみな州都督だったことが窺われる。

しかも、越智氏は引用していないが、『魏公卿上尊号奏』には、もうひとり「行都督督軍」の肩書きをもつものがある。第四位にみえる、

使持節・行都督督軍・車騎將軍・陳侯臣（曹）仁

である。『魏志』巻九・曹仁伝に、

及（文帝）即王位、拜仁車騎將軍・都督荊揚益州諸軍事、進封陳侯。

とあるように、漢魏革命の直前、曹仁は「都督荆揚益州諸軍事」―劉備と孫權に占拠されている江南全域（二一三年、九州制の施行により、交州は荊州に併合されている）の州都督を拜命している。このように、『魏公卿上尊号奏』の「行都督督軍」の五名全員が州都督だったことが確認できる以上、あえて両官を別のものとみなす必然性は薄く、同一官職の簡稱もしくは別称とするのが穏当な見方だと思われる。

本来、「督軍」というタームは、『後漢書』列伝二十八・馮緄伝に、

微拜御史中丞。順帝末、以緄持節督揚州諸郡軍事、與中郎將滕撫擊破羣賊。

とあるように、御史台所属の御史中丞や侍御史のほか、光祿勳所属の光祿大夫や中郎將、あるいは謁者僕射などの在任者が地方鎮撫に派遣される際に帯びた職権であり、任務遂行のために「假節」―節を授けられた（被授与者からみれば「持節」）ことから、「監軍使者」とも総称された。たとえば、御史中丞の場合、『魏志』卷十・荀彧伝注引『三輔決録注』に、

（嚴）象、字文則、京兆人。…以督軍御史中丞詣揚州、討袁術。

とあるように、「督軍御史中丞」と表記される。すなわち、「督軍」は独立の官ではなく、御史中丞などの本官に付帯される加官的なものだったことがわかる。

後漢末には、『魏志』卷三十・烏丸伝注引『英雄記』に、

（袁）紹遣使即拜烏丸三王爲單于、…版文曰、「使持節・大將軍・督幽青并・領冀州牧・阮鄉侯紹、承制詔…」

とあり、『蔡中郎集』卷六所収『劉鎮南（＝劉表）碑』に、

即遷（荊）州牧、又遷安南將軍、領州如故。…遣御史中丞鍾繇即拜鎮南將軍、…開府辟召、儀如三公。上復遣左中郎將祝耽授節、以增威重、并督交揚二州、委以東南。

とあり、大將軍・冀州牧の袁紹が「督幽并三州（諸軍事）」、鎮南將軍・荊州牧の劉表が「督交揚二州（諸軍事）」を兼ねたように、州牧クラスの重臣が兼務する職ともなった（州牧の権力そのものが州刺史の督軍兼務から派生している）。

いっぽうの都督は、たとえば、『呉志』卷十一・呂範伝注引『江表伝』に、

（孫）策從容獨與範棊、範曰、「今將軍事業日大、士衆日盛、範在遠、聞綱紀猶有不整者。範願暫領都督、佐將軍、部分之。」策曰、「子衡、卿既士大夫、加手下已有大衆、立功於外。豈宜復屈小職、知軍中細碎事乎。」…範出、更釋構、著袴褶、執鞭、詣閣下啓事、自稱領都督。策乃授傳、委以衆事。由是軍中肅睦、威禁大行。

とあるように、もともと、「士大夫」が就くべきではない、「軍中細碎の事を知」す「小職」、すなわち軍吏の職とみなされていた。『通典』卷百四十九・兵典二に引く『魏武軍令』に、

吏不得於營中屠殺賣之、犯令、沒所賣、及都督不糾白、杖五十。

とあるように、職務怠慢に対する杖刑が存在したことから、本来の都督が卑職だったことが窺われる。このような下級軍吏の職が軍司令官のそれとして用いられるようになる過程については、なお不明な点が多いが、『太平御覽』卷二百五十一・職官部四十九・都護の条に引く『沈約宋書』に、

曹（操）・袁（紹）・張楊之徒、雖以三公假節、領州郡、然無都督之號也。

とあることから、当初、都督という官職がそれほど重要視されなかったことだけは確認できる。

都督と督軍は、おそらく曹操政権期に密接不可分の関係となり、同上に、

至獻帝建安中、魏武相漢、遣大將外出、督十軍・二十軍者、始號都督。

とあり、『宋書』卷三十九・百官志上に、

魏文帝黃初二年、始置都督州諸軍事、或領刺史。

とあるように、都督制へと発展していったことはまちがいない。『魏公卿上尊号奏』の「行都督督軍」という表記は、もともと別の官職だった「都督」と「督軍」が融合し、都督制の基礎が確立する直前の状態を伝えるものといえよう。<sup>(7)</sup>

なお、都督の上に付せられた「行」の文字は、「某官事務取扱い」とでもいうべき、兼官の形態を示す官制用語であるが、後

漢末三国時期にあつては、新設職を兼務する際にも用いられている。『蜀志』卷十・李嚴伝注引『諸葛』亮公文上尚書』は、北伐中の諸葛亮とその幕僚たちが軍糧輸送の最高責任者であつた李嚴を弾劾した文章であるが、その冒頭部分に次のようにある。

輒與行中軍師・車騎將軍・都郷侯臣劉琰、使持節・(行)前軍師・征西大將軍・領涼州刺史・南鄭侯臣魏延、前將軍・都亭侯臣袁綝、左將軍・領荊州刺史・高陽郷侯臣吳壹、督前部・右將軍・玄郷侯臣高翔、督後部・後將軍・安樂亭侯臣吳班、領長史・綏軍將軍臣楊儀、督左部・行中監軍・揚武將軍臣鄧芝、行前監軍・征南將軍臣劉巴(↓劉巖)、行中護軍・偏將軍臣費禕、行前護軍・偏將軍・漢成亭侯臣許允、行左護軍・篤信中郎將臣丁咸、行右護軍・偏將軍臣劉敏、行護軍・征南(↓征西)將軍・當陽亭侯臣姜維、行中典軍・討虜將軍臣上官雝、行中參軍・昭武中郎將臣胡濟、行參軍・建義將軍臣閭晏、行參軍・偏將軍臣麋習、行參軍・裨將軍臣杜義、行參軍・武略中郎將臣杜祺、行參軍・綏戎都尉臣盛勃、領從事中郎・武略中郎將臣樊岐等議、輒解平任、免官祿・節傳・印綬・符策、削其爵土。

州刺史・丞相長史・從事中郎の「領」に対して、軍師・監軍・護軍・典軍・參軍は「行」という形式によっているのがわかる。州刺史や丞相府の官属は官秩をもつ官職、いわゆる「漢朝の列職」である。いっぽう、軍師と護軍は両漢交代期(まもなく廃止)、監軍・典軍・參軍は都督とおなじように、後漢末の内戦期に登場した官職である。ようするに、「行都督」という表記は、都督が軍師や參軍などのように、当初は品秩のない新設職ないしは臨時職から出発したことを如実に物語っている<sup>(8)</sup>。

### 三 征北將軍と都督河北諸軍事

『魏公卿上尊号奏』には、越智氏の四征將軍理解と齟齬する要素が、ほかにもある。征北將軍もしくは鎮北將軍など、北方担当の四征將軍がみえないことも、そのひとつである。管見の限り、これが記録に現れるのは、明帝時代以降のことである。

『魏志』卷十六・杜畿伝附杜恕伝に、

太和中（二二七～二三三年）、（杜恕）爲散騎・黃門侍郎。時公卿以下大議損益。恕以爲、「古之刺史、奉宣六條、以清淨爲名、威風著稱。今可勿令領兵、以專民事。」俄而鎮北將軍呂昭、又領冀州。…（杜恕）復出爲幽州刺史、加建威將軍、使持節護烏丸校尉。時征北將軍程喜屯薊、尚書袁侃等戒恕曰、「程中伯處先帝（明帝）之世、傾田國讓於青州。足下今俱杖節、使共屯一城。宜深有以待之。」而恕不以爲意。至官末期、有鮮卑大人兒、不由関塞、徑將數十騎詣州、州斬所從來小子一人、無表言上。喜於是劾奏恕、…免爲庶人、徙章武郡、是歲嘉平元年（二四九年）。

とあるように、明帝の太和年間に鎮北將軍の呂昭、齊王の嘉平年間に征北將軍の程喜が確認できる。

呂昭・程喜ともに専伝がなく、詳細な官歴は不明であるが、程喜の後任と思われる鎮北將軍の劉靖は、同上卷十五・劉馥伝附本伝に、

後遷鎮北將軍・假節・都督河北諸軍事。…嘉平六年薨、追贈征北將軍、進封建成鄉侯。

とあるように、「都督河北諸軍事」を兼任していた。都督河北諸軍事は、同上卷二十一・王粲伝に、

呉質、濟陰人、以文才爲文帝所善、官至振威將軍・假節・都督河北諸軍事、封列侯。

とあるように、文帝の寵臣、呉質が任ぜられたのが始まりとみられ、同上注引『魏略』に、

及魏有天下、文帝徵質、與車駕會洛陽、到、拜北中郎將、封列侯、使持節・督幽并諸軍事、治信都。太和中、入朝。

とあるように、「（都）督幽并（二州）諸軍事」とも表記されており、時には冀州も含む、広大な管轄区域をもつ都督である。

しかも、『魏志』卷二十四・崔林伝に、

文帝踐阼、拜尚書、出爲幽州刺史。北中郎將呉質統河北軍事、涿郡太守王雄謂林別駕曰、「吳中郎將、上所親重、國之貴臣也、杖節統事、州郡莫不奉賤致敬、而崔使君初不與相聞。若以邊塞不修斬卿、使君寧能護卿邪。」

とあるように、呉質が帯びていた「杖節統事」という権限は、すくなくとも、管轄州の別駕従事史を斬ることができるほど、

強力なものだったことが窺われる。ところが、呉質は北中郎将から振威將軍に進号したことが確認されるだけで、征北將軍や鎮北將軍に任ぜられた形跡はない。如上の権限は四征將軍ではなく、都督から生じたというのが穏当な解釈のように思われる。

#### 四 征東將軍と鎮東將軍

『魏公卿上尊号奏』には、征東將軍（曹休）と鎮東將軍（臧霸）、越智氏の理解に従えば、東方の最高軍事官が二人存在している。この点に関して、越智氏は、『魏志』卷二十七・王基伝に、

諸葛誕反、基以本官（＝鎮南將軍・都督豫州諸軍事）行鎮東將軍・都督揚豫諸軍事。

とあり、『晋書』卷三十五・陳騫伝に、

會諸葛誕之亂、復以尚書行安東將軍。

とあるように、諸葛誕の乱（二五七～二五八年）の際、鎮東將軍と安東將軍が同時に任命された事例をあげつつ、同一方面に二人の四征將軍が存在する場合、下位が上位を補助する体制がとられたと補足的に説明している。

あるいは、魏の建国期、鎮西將軍・都督雍涼二州諸軍事の曹眞に対して、『魏志』卷九・夏侯惇伝注引『魏略』に、  
文帝少與（夏侯）楙親、及即位、以爲安西將軍・持節、承夏侯淵處都督關中。

とあることから、小尾氏も、関中には二人の都督が置かれたと解釈している。<sup>9)</sup>じつはこの問題については、『魏公卿上尊号奏』が手がかりを与えてくれている。すなわち、三十一位の「中領軍・中陽亭侯臣楙」が夏侯楙である可能性が高く、そうであるならば、漢魏革命の際、かれは中軍の指揮官として曹丕の周辺にいたことになる。夏侯楙の安西將軍・都督関中（＝都督雍涼二州諸軍事）任官は、前掲『魏志』曹眞伝にあるように、曹眞が上軍大將軍・都督中外諸軍事として中央に召還されたとき、その後任として拜命したものとみてまちがいない。

ただし、小尾氏がこのように理解したことには理由がある。というのは、『晋書』卷二・文帝紀に、

甘露四年（二二五九年）六月、分荊州置二都督、王基鎮新野、州泰鎮襄陽。

とあり、魏末、司馬氏専権下において都督の分割策が推進されていたからである。『魏志』卷二十八・鄧艾伝に、

甘露元年詔曰、「…今以艾爲鎮西將軍・都督隴右諸軍事、進封鄧侯、分五百戶、封子忠爲亭侯。」二年、拒姜維於長城、維退、還、遷征西將軍。

とあり、同上卷二十八・鍾會伝に、

景元三年（二二六二年）冬、以會爲鎮西將軍・假節・都督關中諸軍事。

とあるように、蜀平定（二六三年）の立役者―鄧艾は「都督隴右諸軍事」、鍾會は「都督關中諸軍事」であったことが確認されるが、これらは都督雍涼二州諸軍事が分割された後の呼称と推測される。

そして、越智氏が例示した王基と陳騫の關係もまさしく、かかる観点から解釈することができる。『晋書』陳騫伝に、  
壽春平、拜使持節・都督淮北諸軍事・安東將軍、進爵廣陵侯。

とあるように、諸葛誕の乱後、都督揚州諸軍事もまた、淮南と淮北の二都督に分割されたと考えられるからである。

以上のように、同一方面に複数の四征將軍が存在する場合、都督が複数設置されていたことは明らかである。すなわち、『魏公卿上尊号奏』の曹休と臧霸の事例も、四征將軍ではなく、都督を中心に考えれば、当然、あり得べき任命だといわざるを得ない。

## 五 「散徙」將軍について

『魏公卿上尊号奏』には、四征將軍のほかにも、多くの將軍在任者が名を連ねている。六位の「虎牙將軍・南昌亭侯臣（鮮

于) 輔)、七位の「輕車將軍・都亭侯臣(王) 忠」、八位の「冠軍將軍・好時鄉侯臣(楊) 秋」、九位の「度遼將軍・都亭侯臣(閻) 柔」らは、曹操に帰参する以前、一軍をひきいていた群雄である。三十四位の「振威將軍・涅鄉亭侯臣題」以下も、外部から曹操政權に参入してきたものが多い。

『魏志』卷十二・崔琰伝注引『魏略』に、

婁圭、字子伯。少與太祖有舊。初平中、在荊州北界合衆、後詣太祖(「曹操」)。太祖以爲大將、不使典兵、常在坐席言議。とあるように、知将として知られる婁圭は、帰順後、兵を取りあげられ、「常に坐席に在りて言議」するだけの幕僚にすぎなかったという。同上卷十二・司馬芝伝注引『魏略』に、

(征虜將軍の劉勳) 與太祖有舊。後爲廬江太守、爲孫策所破、自歸太祖、封列侯(「一九九年」)。遂從在散伍議中。

とあるように、「從在散伍議中」というターム(「從いて議に散伍するの中に在り」と訓読するのだろうか)も、同様の待遇を指すのだろう。『宋書』卷三十九・百官志上・車騎將軍の条に、

魚豢曰、魏世車騎爲都督、儀與四征同。若不爲都督、雖持節、屬四征者、與前後左右・雜號將軍同。其或散從文官之例、則位次三司。

とあるように、三国魏では、車騎將軍のような位從公の將軍すら、都督を兼ねなければ、方面軍の司令官たり得ず、四征將軍の指揮下に置かれ、(おそらく兵を領さない場合) 朝位だけをもつ「散從文官」として扱われたとされるからである。

おそらく、節を授けられている前後左右の四將軍、あるいは魏王の親衛隊長であった武衛將軍の許褚らを除けば、『魏公卿上尊号奏』にみえる將軍の多くは、實際は軍の指揮権をもたない、官秩と朝位をもつだけの、のちの武散官的なものだったと思われ<sup>(10)</sup>。

たとえば、『史記』卷十二・孝武帝本紀に、

乃拜(欒) 大爲五利將軍、居月餘、得四金印、佩天士將軍・地士將軍・大通將軍・天道將軍印。

とあり、前漢武帝に寵愛された方士の欒大が「五利將軍」など五將軍の印を帯びたといわれるように、將軍号には早くから散官的な要素が胚胎していたが、「散從」將軍の一般化は、魏晉時代に至り、かかる傾向に拍車がかかったことを示している。とすれば、四征將軍もまた、都督を兼ねなければ、同様の状態に置かれた可能性が浮上する。

『魏志』卷八・張魯伝に、

太祖逆拜魯鎮南將軍、待以客禮、封閬中侯、邑萬戶。

とあるように、五斗米道の天師張魯は、曹操に降った際（二一五年）、鎮南將軍に任命されている。しかし、「待つに客禮を以てす」と記されていることから、これが兵を領さない、散官だったことは明白である。また、『蜀志』卷十三・黃權伝に、南軍敗績、先主引退。而道路隔絶、權不得還、故率將所領降于魏。…文帝善之、拜爲鎮南將軍、封育陽侯、加侍中。

とあるように、蜀の將軍黃權は、夷陵の敗戦後（二二二年）、魏に帰順し、鎮南將軍を拜命しているが、これも散官であるのと言を俟たない。かれらは、いわば「散從」の四征將軍である。かかる事例は、四征將軍といえども、都督を兼任しなければ、散官として用いられたことを示している。

## おわりに

後漢初期、「大樹將軍」の異名をもつ馮異は征西大將軍、岑彭は征南大將軍に任ぜられ、光武帝の天下平定戦に尽力した。四征將軍（とくに征西將軍）が榮譽ある武官とみなされ、しばしば西方への征討軍司令官に授けられたゆえんである。しかし、小尾孟夫氏をはじめとする多くの論者が与するように、牧伯制ついで都督制が施行された後漢末三国時代、方面軍司令官としての四征將軍は必ず州牧・刺史や都督などとの兼任の形態をとり、単独で任命されることはなかった。これを再確認することが本稿の目的であり、古くは洪飴孫『三国職官表』に始まり、近年では越智重明氏によって唱えられた、四征將軍が州都督・

州刺史を支配したという(C)説に対して、細かな検討を試みた。結論をいえば、越智氏の解釈には多くの点で無理があり、残念ながら、整合性を欠いている。おそらく、(C)説は成立しないのだろう。

とはいえ、漢唐の間に、方面軍司令官の職が將軍から都督へとシフトしたこともまた事実であり、越智氏の所論には、この問題と格闘した跡をみとることができる。<sup>12)</sup>しかし、將軍と都督は競合というだけでなく、共存という関係性も帯びている。その場合、両者は役割分担、相互補完の関係にあったことになる。春秋戦国以来の伝統をもつ將軍に対して、新設の都督は如何なる意味をもっていたのか。あらためて、その役割を問い直す必要があるのだろう。

## 注

- (1) (A) 説をとるのは、『清国行政法』(臨時台湾旧慣調査会、一九一四年)、『中国官制發達史』(一九四二年初版、のち汲古書院、一九七三年)第三章「魏晋及び南朝時代」(濱口重國氏担当、同氏著『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会、一九六六年所収)など。(B) 説は吳廷燮『歷代方鎮年表』(一九三二年)、嚴耕望『中国地方行政制度史』乙部「魏晋南北朝地方行政制度」(中央研究院歷史語言研究所專刊四五B、一九六三年)、宮崎市定『九品官人法の研究―科挙前史』(東洋史研究会、一九五六年)第三章第五節「軍府僚属殊に參軍の發達」など。なお、六朝都督制の研究史については、拙稿「二十世紀の都督制(地方軍府)研究」(『二〇世紀の魏晋南北朝隋唐史研究の回顧と展望』掲載予定)で詳しく紹介する。
- (2) 越智重明「晋代の都督」(『東方学』一五、一九五七年)、同上「南朝の国家と社会」(『岩波講座世界歴史(旧版)』五―東アジア世界の形成Ⅱ』一九七〇年)、同上「魏晋時代の四征將軍と都督」(『史淵』一一七、一九八〇年)。
- (3) 小尾孟夫「曹魏における『四征』將軍」(広島大学教育学部紀要第Ⅱ部二―二六、一九七八年、同氏著『六朝都督制研究』溪水社、二〇〇一年所収)、同上「晋代における將軍号と都督」(『東洋史研究』三七―三、一九七八年、同上所収)。
- (4) 前掲『中国地方行政制度史』乙部・第二章「都督与刺史」。
- (5) なお、『魏公卿上尊号奏』の性格については、渡邊義浩「魏公卿上尊号奏」にみる漢魏革命の正統性」(『大東文化大学漢学会誌』四三、二〇〇四年)を参照。

(6) 『晋書』卷一・宣帝紀に、

及魏受漢禪、以帝爲尚書。頃之、轉督軍御史中丞、封安國鄉侯。黃初二年、督軍官罷、遷侍中・尚書右僕射。

とあり、『魏志』卷一・文帝紀・延康元年十月丙午の条注引『獻帝伝』に、

癸丑宣告羣寮。督軍御史中丞司馬懿、侍御史鄭渾・羊祕・鮑勳・武周等言、：

とあるように、漢魏革命の際、司馬懿は「督軍御史中丞」に在任していたことが確認できる。

(7) 『晋書』卷五十九・汝南王司馬亮伝に、

(咸寧)三年、徙封汝南、出爲鎮南大將軍・都督豫州諸軍事・開府・假節・之國、：及武帝寢疾、爲楊駿所排、乃以亮爲侍中・大司馬・

假黃鉞・大都督・督豫州諸軍事、出鎮許昌(一〇二八九年)。

とあり、同上卷五・愍帝紀・建興三年(三二五年)二月丙子の条に、

進左丞相琅邪王(司馬)睿爲大都督・督中外諸軍事。

とあるように、いわゆる大都督の正式な官称は「大都督・督：諸軍事」だったことが窺われる。本来、都督と督軍が別の官職だったことの傍証となろう。なお、都督制の起源については、拙稿「漢末州牧考」(『秋大史学』三八、一九九二年)、同上「都督考」(『東洋史研究』

五一―三、一九九二年)を参照。

(8) 前掲「曹魏における『四征』將軍」。

(9) 軍師・監軍・護軍・參軍などについては、拙稿「參軍事考―六朝軍府僚属の起源をめぐって」(『文化』五一―三・四、一九八八年)、

同上「諸葛亮・北伐軍団の組織と編制について―蜀漢における軍府の發展形態」(『東北大学東洋史論集』四、一九九〇年)、同上「曹魏の護軍について」(『東北大学日本文化研究所研究報告』二六、一九九〇年)、同上「軍師考」(『東北大学日本文化研究所研究報告』二七、一九九一年)を参照。

(10) このほか、『蜀志』卷八・麋竺伝に、

益州既平、拜爲安漢將軍、班在軍師將軍之右。竺雍容敦雅、而幹翮非所長。是以待之以上賓之禮、未嘗有所統御。

とあり、『吳志』卷七・張昭伝に、

權既稱尊號、昭以老病、上還官位及所統領、更拜輔吳將軍、班亞三司、改封婁侯、食邑萬戶、在里宅無事。

とあるのも、「散從」將軍の好例であろう。

(11) 拙稿「四征將軍の成立をめぐって」(『古代文化』四五—一〇、一九九三年)を参照。

(12) 越智氏が、陳代になると將軍号をもたない刺史(『單車刺史』)が都督を兼任するようになる(前掲「魏晉時代の四征將軍と都督」)のは、明らかに、唐の州刺史を意識した指摘であるが、いささか勇み足の感がぬぐえない。というのは、論拠とした『陳書』卷十四・南康王陳方泰伝に、

尋起爲仁威將軍、置佐史。(太建)六年(『五七四年』)、授持節・都督豫章郡諸軍事・豫章内史。…至都、詔以爲宗正卿、將軍・佐史如故。

とあり、おなじく同上卷三十一・魯廣達伝に、

高祖受禪(『五五七年』)、…除假節・信武將軍・北新蔡太守。…光大元年(『五六七年』)、授通直散騎常侍・都督南豫州諸軍事・南豫州刺史。…(華)皎平、授持節・智武將軍・都督巴州諸軍事・巴州刺史。

とあるように、一見、豫章内史や南豫州刺史が単独で都督を兼任しているようにみえるのは、単純な省略表現にすぎないからである。